

公益社団法人新潟県栄養士会
有期契約職員（嘱託職員、パートタイム職員）給与規程

平成 30 年 6 月 11 日	制定施行
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正
2020 年（令和 2 年）4 月 11 日	一部改正
2020 年（令和 2 年）10 月 5 日	一部改正
2023 年（令和 5 年）4 月 1 日	一部改正
2024 年（令和 6 年）4 月 1 日	一部改正

（目的）

第 1 条 本規程は、有期契約職員(嘱託職員、パートタイム職員)就業規則に定める職員（以下「有期契約職員」という。）の給与の支給に関し、給与規程第 14 条に基づき必要な事項を定める。

（有期契約職員）

第 2 条 この規程で有期契約職員とは、次の号に定める者をいう。

- （1）嘱託職員（雇用契約期間が有期で、常勤ではなく、従事する職務が特定される職員）
- （2）パートタイム職員（雇用契約期間が 1 か月以上 1 年以下の職員）

（給与の額）

第 3 条 有期契約職員の給与の額は、別表のとおりとする。

- 2 パートタイム職員の給与の額は、別表の勤務一時間当たりの支給額に勤務時間を乗じて得た額とする。
- 3 支給額の改定については、本会の業績、社会情勢、職員の勤務状況、業績等を勘案し理事会で決定する。なお、給与改定の時期は 4 月 1 日とする。

（給与支給日及び支給方法）

第 4 条 職員給与規程に同じ。

（時間外手当・休日勤務手当）

第 5 条 職員給与規程に同じ。但し、嘱託職員については適用しない。

（通勤に要する費用）

第 6 条 職員給与規程に同じ。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、2020年（令和2年）10月5日から施行する。

附 則

この規程は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

(別 表)

区分			支給額(円)	摘 要	
嘱託職員	1号	A	1日（7時間）	8,750	日当：スーパーバイザー等
		B	1日（7時間）	8,050	日当：特定業務のコーディネーター等
		C	1日（6時間）	6,900	日当：特定業務のコーディネーター等
		D	1日（5時間）	5,750	日当：特定業務のコーディネーター等
	2号		1日（5時間）	4,500	日当：特定業務の事務補助等
パートタイム職員	A		1時間	1,250	事務局長業務（管理栄養士）
	B		1時間	1,150	事務局長業務
	C		1時間	1,150	高度・専門的な業務（管理栄養士）
	D		1時間	1,050	管理業務
	E		1時間	1,000	事務職員